

## 環境総合ビジョン（第六次環境総合基本計画）の方向性

## 1 次期環境総合基本計画（第六次）の位置づけ等

## (1) 位置づけ

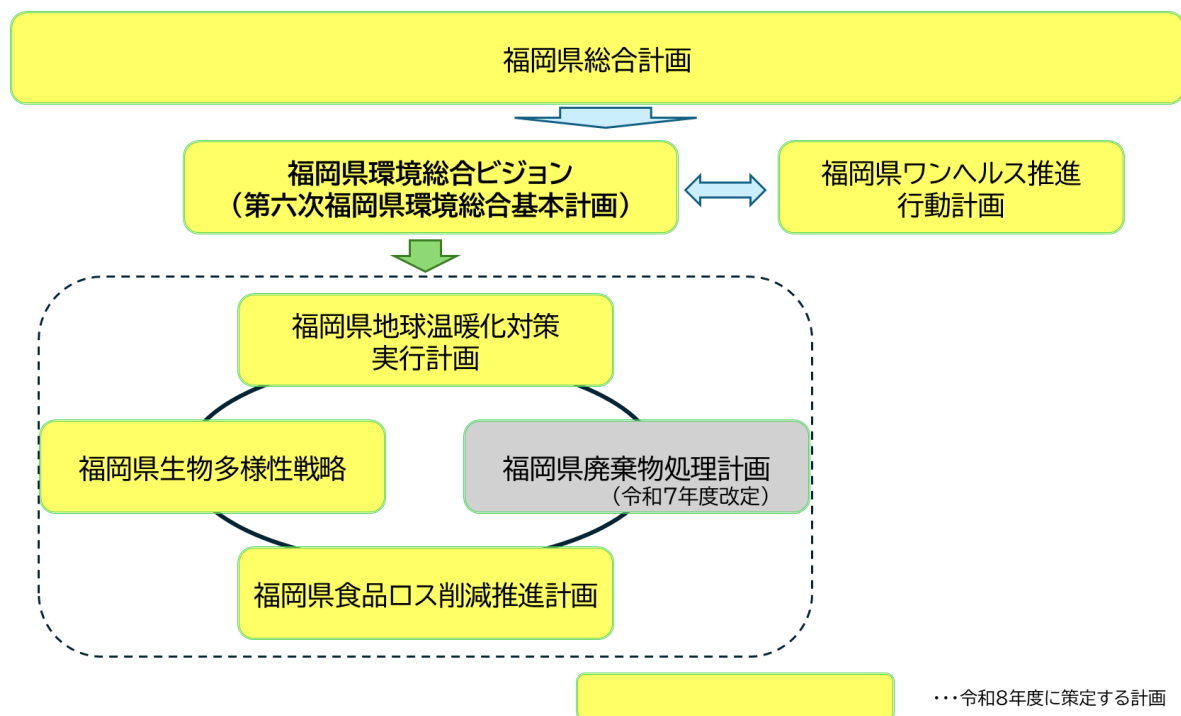
本県の環境分野における基本的な施策大綱であるとともに、環境教育等促進法（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）第8条の行動計画としても位置付け。

## (2) 役割

環境基本法第7条の趣旨及び県総合計画を踏まえ、本県の環境のあるべき姿を示し、持続可能な社会の実現に向けた取組の方向性を明らかにするもの。また、県ワンヘルス推進行動計画と連携を図る。

## (3) 計画期間

令和9～13年度（5年間）



## 2 福岡県の環境の将来像

～豊かな環境のもとで質の高い営みができる持続可能な社会へ～

### 【考え方】

- 将来像について、豊かな環境を将来世代に引き継ぐという考え方(持続可能性)は環境行政の不変の方針であり、第三次計画以降、「環境」と「経済(成長)」をテーマとしていることから、引き続き、環境を軸として社会課題や経済課題を同時に解決していくアプローチが不可欠。

このことに加え、国は環境基本計画において、「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位の目的としていることから、県においても「ウェルビーイング」の概念を取り入れた将来像を示す。

- なお、将来像の上位には、県の総合計画の「目指す姿」が位置付けられるが、総合計画も本計画と同時期に改定するため、今後の総合計画の検討内容を踏まえて後日修正する。

※現総合計画の「目指す姿」は『誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県』

### 【参考】第三次計画以降のテーマ

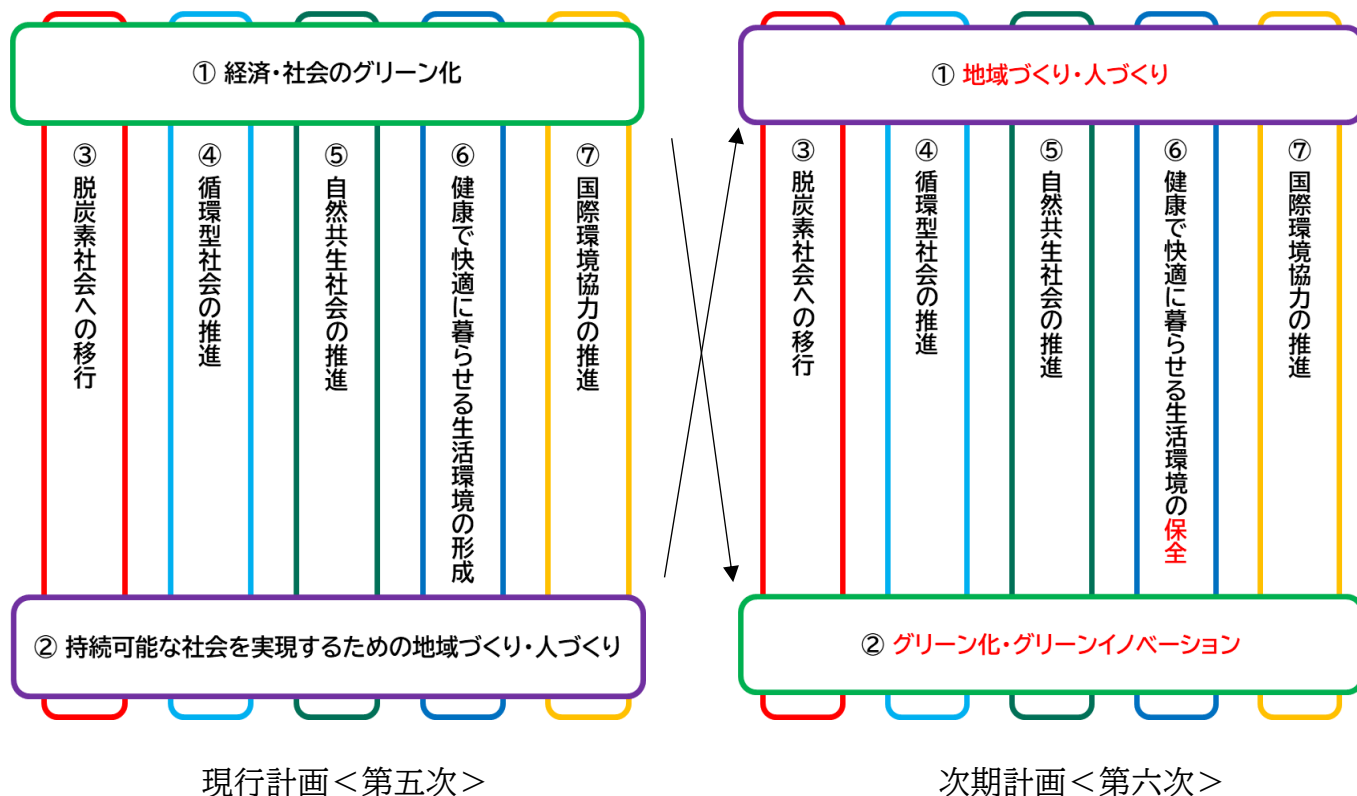
第三次計画	環境と調和し成長する社会を未来へ
第四次計画	経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ
第五次計画	環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ

### 【参考】環境基本計画 抜粋(令和6年5月21日)

本計画は、この循環共生型社会を目指すことで、国民に「希望」をもたらすものとしたい。

現在及び将来の国民が、明日に希望を持てるよう、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢で、環境政策を起点とし、経済・社会的な課題をカップリングして同時に解決していくことを目指す。そのため、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていく。

### 3 福岡県の環境の将来像を実現するための「7つの柱」



#### 【考え方】

- 資料4の現行計画の総括のとおり、基本的には現行計画の柱を継承する。
- 資料4の現行計画の総括のとおり、各柱において、環境保全活動から関連産業まで幅広い分野における「人づくり」や持続可能な社会を支える「地域づくり」に関する課題が共通して多く見られ、目指す社会の基盤となる「人づくり」や「地域づくり」の重要性が高まっていることから、横断的施策の柱における優先順位を見直し、「地域づくり・人づくり」を上位に位置づける。
- 柱の文言について
  - ・ ①、②の柱については、県民に伝わりやすいようキーワードのみに変更。
  - ・ ⑥「健康で快適に暮らせる生活環境の**保全**」について、生活環境の「形成」から「保全」へフェーズが移行したと認識して変更。

## 4 柱ごとの方向性

### ① 地域づくり・人づくり

現行計画		方向性
地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進	県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援	福岡県のもつ自然的地理的条件を踏まえた県ならではの地域づくり、人づくりを目指す。  【施策立案時に考慮する点】 ・無形資産の充実 （環境人材育成、県民の環境意識向上） ・地域循環共生圏 （食料・エネルギー等の地産地消） ・ワンヘルスの実践  等
	各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築	
	持続可能な地域づくりの推進	
	環境に関する観光ブランドの推進	
環境を考えて行動する人づくりの推進	「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進	
	人づくりを支える拠点・場の整備	
	人づくりを支える人材・機会等の提供	

### ② グリーン化・グリーンイノベーション

現行計画		方向性
経済・社会のグリーン化の推進	環境配慮型ビジネススタイルの普及	「ネット・ゼロ」で、「循環型」で、「ネイチャーポジティブ」な経済社会システムへの転換を目指す。  【施策立案時に考慮する点】 ・成長志向型カーボンプライシング ・サーキュラーエコノミー（循環経済） ・GX・DX 等  ※ネット・ゼロ： 温室効果ガスが排出される量と吸収・固定される量の差し引きがゼロになること ※ネイチャーポジティブ： 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること
	環境配慮型ライフスタイルの普及	
	環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積	
	環境に配慮した農林水産業の振興	
	税制のグリーン化	
グリーンイノベーションの推進	県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進	
	事業者における技術開発の支援	

③ 脱炭素社会への移行

現行計画		方向性
温室効果ガスの排出削減（緩和策）	再生可能エネルギーの導入の促進	2050年ネット・ゼロに向けて温室効果ガス削減等の緩和策や防災・減災を含めた適応策を推進する。  <b>【施策立案時に考慮する点】</b> ・国の目標： 温室効果ガスを、2035年度に60%、2040年度に73%削減（2013年度比） ・脱炭素電源の最大限の活用 ・脱炭素型の暮らしへの転換（省エネ住宅、食ロス削減） ・企業の省エネ ・成長志向型カーボンプライシング ・サーキュラーエコノミー（循環経済） ・吸収源の拡大 ・防災・減災対策の拡大 ・熱中症対策                   等  ※次期福岡県地球温暖化対策実行計画と整合
	再生可能エネルギーの利用の促進	
	水素エネルギー利活用の推進	
	運輸における取組	
	家庭における取組	
	事業所における取組	
	公共施設における取組	
	農林水産業における取組	
	脱炭素型の都市・地域づくりの推進	
	温暖化対策に資する取組の促進	
	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進	
温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）	森林の保全	
	都市の緑化	
	二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用	
	農地土壌炭素吸収源対策	
気候変動の影響への適応（適応策）	農林水産業に関する対策	
	水環境・水資源に関する対策	
	自然生態系に関する対策	
	自然災害・沿岸域に関する対策	
	健康に関する対策	
	産業・経済活動に関する対策	
	県民生活・都市生活に関する対策	
	分野を横断した対策	

④ 循環型社会の推進

現行計画		方向性
限りある資源の効率的な利用	持続可能な消費と生産を考えた取組の推進	<p>3Rの推進による資源循環の向上と最終処分量の抑制、不適正処理の未然防止を図る。</p> <p>【施策立案時に考慮する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行</li> <li>・海洋ごみ対策（マイクロプラスチック）</li> <li>・不適正処理に対する監視強化</li> <li>・災害廃棄物処理 等</li> </ul>
資源循環利用の推進	各種リサイクル法に基づく取組の推進	
	リサイクル製品の利用促進	
	資源循環型まちづくりの推進	
	各種バイオマスの利用促進	
	福岡県リサイクル総合研究事業化センター	
廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	一般廃棄物の適正処理の推進	<p>※福岡県廃棄物処理計画（令和8年3月）、次期福岡県食品ロス削減推進計画と整合</p>
	海岸ごみに関する対策	
	産業廃棄物の適正処理の確保	
	廃棄物の不適正処理の防止	
	災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成	

⑤ 自然共生社会の推進

現行計画		方向性
生物多様性の保全と自然再生の推進	重要地域の保全	<p>ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性の増進に取り組む。</p>
	野生生物の適切な保護と管理	
	生物多様性プラットフォームを活用した啓発	<p>【施策立案時に考慮する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンヘルスの推進</li> <li>・30by30の推進</li> <li>・NbS</li> <li>・鳥獣被害対策の強化 等</li> </ul> <p>※次期福岡県生物多様性戦略と整合</p> <p>※30by30： 2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標</p> <p>※NbS：自然を活用した社会課題解決</p>
	地球温暖化対策との連携	
	自然環境の保全によるワンヘルスの取組	
	環境影響評価制度の適切な運用	
	生物多様性に配慮した公共工事の推進	
	グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）	
生物多様性の持続可能な利用	生物多様性に配慮した農林水産業の推進	
	里地里山里海の適切な利用と管理	

⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の保全

現行計画		方向性
統合的な対策	公害対策	地域の実情を踏まえ、水・大気・土壌・化学物質等を適切に管理し、良好な環境を維持する。  【施策立案時に考慮する点】  ・豊かな海づくり ・水質事故時の迅速な対応体制の強化 ・大気予測情報の発信強化等
	都市計画	
大気環境の保全	大気環境の常時監視体制の整備	
	大気汚染防止対策	
水環境の保全	水環境の監視体制の整備	
	水質保全対策	
土壌環境の保全	土壌汚染対策法に基づく適切な管理	
	農用地の土壌汚染対策	
化学物質等による環境・健康影響対策	化学物質の適正管理	
	ダイオキシン類対策	
	農薬の安全使用対策	
その他の生活環境の保全	騒音・振動・悪臭対策	
	放射線	
	花粉症対策	
	地盤沈下	

⑦ 国際環境協力の推進

現行計画		方向性
環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進	アジア諸地域との環境協力の推進	技術・知識等に関する供与に加え、互恵による協力関係の実現を目指す。  【施策立案時に考慮する点】  ・相互協力 ・環境問題の改善等
民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進	県内環境関連企業の海外展開に対する支援	
	国連ハビタット福岡本部との連携促進	

## 5 柱のサブタイトル

現行計画と同様に、県民が施策をイメージしやすくなるように、サブタイトルを設ける。

### ① 地域づくり・人づくり

現行：多様な主体による環境啓発活動や環境教育

次期：環境課題について考え行動する人材の育成と地域の活性化

【考え方】

「人づくり」については、県民に伝わりやすいよう表現を変更するとともに、地域づくりについても明記。

### ② グリーン化・グリーンイノベーション

現行：技術・システム・ライフスタイルのイノベーション

次期：あらゆる経済社会システムの変革と環境関連産業の強化

【考え方】

柱の方向性「ネット・ゼロ」、「循環型」、「ネイチャーポジティブ」な経済社会システムへの転換に沿った表現にするとともに、県内産業の強化を明記。

### ③ 脱炭素社会への移行

現行：地球温暖化防止と気候変動への適応

次期：2050年ネット・ゼロの達成と気候変動への適応

【考え方】

具体的な目標である2050年ネット・ゼロを明記。

### ④ 循環型社会の推進

現行：資源の効率的活用と廃棄物の適正処理

次期：循環経済への移行と廃棄物の適正処理

【考え方】

資源の効率的活用にとどまらず経済社会システムを循環型に変えていくため、「循環経済」の表現に変更。

### ⑤ 自然共生社会の推進

現行：生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現

次期：生物多様性の増進・豊かな恵みの享受

【考え方】

ネイチャーポジティブ(自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる)の考えを踏まえ、生物多様性の「保全」から「増進」に変更し、自然資本の重要性が県民に伝わりやすいよう「利用」を「豊かな恵みの享受」に変更。

「ワンヘルス」については、次期環境総合基本計画の役割として、ワンヘルス推進行動計画との連携を明記し、全ての柱に共通するものとしたことから削除。

⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の保全

現行：心地よい空気・水・土・居住環境の保全

次期：やすらぎあふれる空気・水・土・居住環境

【考え方】

県民に伝わりやすいよう表現を変更。柱に「保全」と明記することから「保全」を削除。

⑦ 国際環境協力の推進

現行：県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善

次期：県内の環境技術や相互協力による国を超えた環境問題の改善

【考え方】

県民に伝わりやすいよう表現を変更。

## 6 構成について

○ 現行計画と同様に次の構成とする。

- ・目指す姿
- ・現状・課題
- ・施策の方向
- ・指標

○ 「施策の方向」については、現行計画では、大まかな施策の方向と具体的な施策・事業を記載しているが、次期計画においては、大まかな施策の方向のみを記載し、具体的な施策・事業については別建てとする。

## 7 参考

### 環境基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律（抜粋）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。